宇部市健康づくりサポーターバンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康づくりに関する知識や技術、経験を有する人材の活用を図るとともに、地域に おいて住民が健康づくり活動に取り組むことができるように支援することを目的に市が設置する宇部市 健康づくりサポーターバンク(以下「バンク」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

- 第2条 バンクに登録できる者は、健康の保持増進に関心が深く、かつ、ボランティア活動に理解と熱意 を有する者で、原則として無報酬で活動し、次のいずれかを満たすことを要件とする。
 - (1) 健康づくりに関する知識や技術、経験を有する者
 - (2) 市民の健康づくりの取組みに対して協力、支援を行う意欲がある者

(登録等)

- 第3条 バンクに登録を希望する者は、宇部市健康づくりサポーターバンク登録申請書(様式第1号)に 必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づき提出された申請書を審査し、前条の規定に適合すると認めたときは、バンクに登録するものとする。
- 3 市長は、前項による登録者(以下「登録者」という。)に登録証を発行するものとする。
- 4 市長は、登録者の氏名及び活動内容を市広報やホームページ等に掲載するものとする。
- 5 バンクへの登録及び更新に係る手数料は、無料とする。

(登録者の活動)

- 第4条 登録者の活動は、次の各号に掲げる内容とする。
 - (1) 健康づくりに関する知識や技術の普及及び啓発に関すること
- 2 登録者の活動は、次の各号に掲げる内容を除外する。
 - (1) 政治又は宗教に関する活動
 - (2) 物品販売などの営利を目的とする活動
 - (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - (4) 法令及び公序良俗に反するもの
 - (5) その他市長が適当でないと認めるもの

(利用対象)

第5条 バンクを利用できる者は、原則として5人以上の市民により自主的に組織された団体又はグループとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(利用の申込み)

- 第6条 バンクを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、市長に宇部市健康づくりサポーターバンク利用申込書(様式第2号)を提出するものとする。
- 2 市長は、当該利用の可否を登録者に確認し、利用可の場合、利用者に紹介するものとする。
- 3 利用者は、当該登録者と日時、場所など必要な事項を調整するものとする。

(報酬及び費用)

第7条 登録者は、第4条に掲げる活動を原則として無報酬で行うものとする。ただし、資料代、材料 費、登録者の交通費等の実費については、利用者が費用弁償するものとする。

(利用の報告)

第8条 利用者は、利用日から1か月以内に、宇部市健康づくりサポーターバンク利用報告書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

(事故等の対応)

- 第9条 登録者は、バンク利用に係る活動によって事故が発生したときには直ちに宇部市に連絡し、事故 関係者への対応及び宇部市市民活動補償の適用に係る協議をするものとする。
- 2 登録者及び利用者は、バンク利用に係る活動によって生じた損害等について、宇部市市民活動補償が 適用されないものについては、双方が誠意をもって協議の上、解決にあたらなければならない。

(免責事項)

- 第10条 登録者は、地震・台風等の自然災害、交通機関の途絶、講師の急病、その他やむを得ない理由などにより、予定どおりの派遣が困難な場合には、速やかに市に連絡し、今後の対応について協議を行う。
- 2 市は、前項の規定による連絡を受けたときは、利用者と派遣の日程、内容の変更又は中止について協議を行う。
- 3 市及び登録者は、前項に規定する協議の結果、派遣の日程、内容が変更又は中止になった場合においても、当該変更又は中止による損害に対する責任を負わない。

(登録の変更)

- 第11条 登録者は、バンクに登録された情報に変更が生じたときは、速やかに宇部市健康づくりサポーターバンク登録取消・変更申出書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申し出を受けたときは、バンクに登録した情報を変更するものとする。

(登録の抹消)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の情報を抹消することができる。
 - (1) 登録者から登録抹消の申し出があったとき
 - (2) 登録者が申し込んだ内容に虚偽の事実が判明したとき
 - (3) 正当な理由なく、利用者からの依頼に応じず、又は遂行しなかったとき
 - (4) その他市長が登録者としての適性に欠けると判断したとき
- 2 市長は、前項の規定により登録者の情報を抹消したとき(前項第1号の規定により抹消したときを除 く。)は、その旨を登録者に通知するものとする。

(守秘義務)

第13条 登録者は、活動上知り得た個人情報その他の秘密は、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第14条 バンクに関する庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附目

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。